

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

☎0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日

(祝日、年末・年始などの休日を除く) 9:00～17:00



現在の積立利率、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」、「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約から1年間（据置期間）

●「ご契約内容のお知らせ」

据置期間中、お客さまのご契約内容を書面にてお知らせいたします。

ご契約から2年目以降（年金受取期間）

●「年金お支払のお知らせ」

●「お支払明細」

毎年、年金のお支払いに関するご案内を書面にてお知らせいたします。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先【第一フロンティア生命 03-6685-6500（大代表）】までご連絡ください。

その他ご注意ください事項について

●この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。

●募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

●お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身で手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

【募集代理店】

【引受保険会社】



第一フロンティア生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1

大崎ウエストタワー

電話 (03) 6685-6500 (大代表)

お客さまサービスセンター ☎0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

18年4月版

登録 B17F0211 (2018.1.18) 営業 F4306-03 '18年3月作成 ラ

第一フロンティア生命の個人年金保険

2018年4月版

安心ながつつき

通貨指定型個人年金保険(16)



米ドル建



豪ドル建



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
- ご検討、お申込みに際しては、運用方法や保障(証)内容がご自身のニーズと合った保険商品であるか、ご確認ください。

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

【引受保険会社】



第一フロンティア生命

第一生命グループ

外貨の好金利で「ふやしたい」、1年後から「うけとりたい」、さらにご家族に年金で「つなぎたい」方へ。

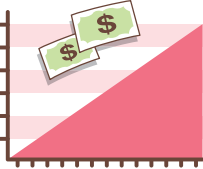
この保険は外貨建の定額年金保険であり、為替リスクがあります。

ふやす

●外貨の好金利で
確実にふやします。



●年金額と年金受取総額が
契約時に外貨建で確定します。



うけとる

- 「1年後から」「指定口座に」
年金が振り込まれます。
- 年金は円貨でも受け取れます。
- 振り込まれた年金を
趣味やご家族への援助などに
使えます。
- 必要な出費の一部に
充てることができます。



しくみ図(イメージ)



選択できる 年金受取期間 (受取回数) などについて 年金受取期間に 応じて、契約時 費用を差し引き ます。	年金受取期間(受取回数)	契約年齢	契約時費用
	20年(20回)	0歳～89歳	5.7%
	25年(25回)		6.5%
	30年(30回)		
	35年(35回)		
	40年(40回)	0歳～81歳	

*契約年齢は、契約日における被保険者の満年齢です。

つなぐ

万一の場合には、
あらかじめ指定されたご家族が、
残りの年金を受け取れます。▶P3



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の
すでお受け取りいただいた年金受取総額との合計額が一時払保険料相当額を下回り、損失が

変動などによって損失が生じるおそれがあります。なお、残りの年金を一括で受け取る場合、
生じるおそれがあります。▶P9・10

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の年金額などを保証するものではありません。



<ご契約例>

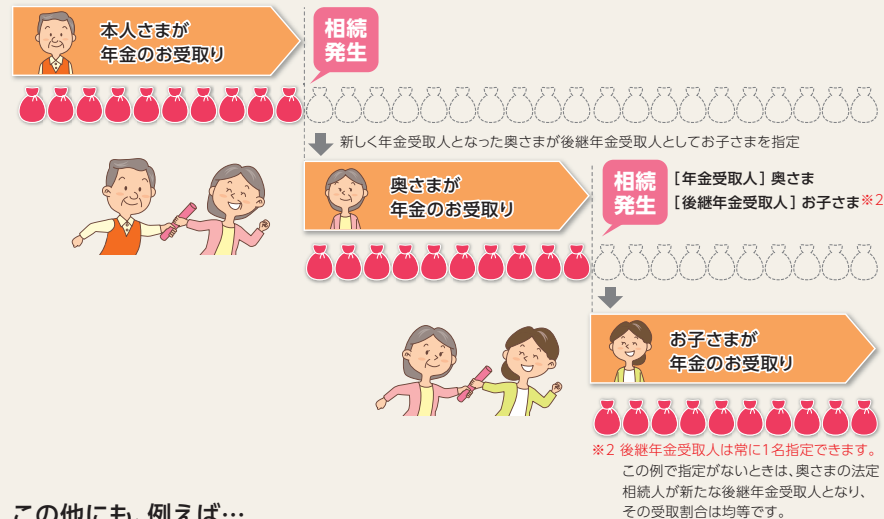
契約者・年金受取人	被保険者	後継年金受取人※1
本人さま 	本人さま 	奥さま 

※1 ご契約の際に1名のみ指定できます。

3者で30年、年金の受取りをリレーする場合〔年金受取期間 30年〕をご選択



万一の場合でも30年間にわたって年金の受取りをリレーできます



この他にも、例えば…

3世代にわたって
リレーできます。

●年金を受け取る権利(年金受給権)は原則として、後継年金受取人の固有の財産となり、遺産分割協議の対象外となります。



- 年金受取人死亡の時点で、年金を受け取る権利(年金受給権)は、相続税法に定める金額が課税対象となります(相続税法第12条(保険金の非課税金額)の適用はありません)。
- 残りの年金を一括で受け取る場合、すでにお受け取りいただいた年金受取総額との合計額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、契約日における積立利率などに基づき、将来の年金額が、ご契約時点において外貨建てで確定する年金保険です。一時払保険料(契約時費用控除後)を運用しながら、毎年、年金として取り崩していく商品です。
- 通貨の種類は、米ドルまたは豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つ指定できます。
- 契約日から年金支払開始日の前日までの据置期間は1年です。
- 年金の種類は確定年金で、年金受取期間は20年、25年、30年、35年または40年からご契約の際に選択できます。
- 積立利率は毎月2回(1日と16日)、指標金利に基づいて設定されます。

年金受取期間	指標金利(通貨ごと)
20年・25年	10年金利スワップレート
30年	10年金利スワップレートと15年金利スワップレートの平均値
35年・40年	10年金利スワップレートと20年金利スワップレートの平均値

*設定にあたり、保険契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を考慮します。

- 積立利率が適用される期間は、契約日の30年後の年金支払日の前日までとなります(積立利率適用期間)。以降は、それまでとは異なる当社所定の利率が適用されますが、年金額が変わることはありません。
- 年金受取期間中に年金受取人が死亡された場合、あらかじめ指定した後継年金受取人が、引き続き年金を受け取ることができます。
- 商品のしくみ図(イメージ)については ▶P1・2 をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。なお、残りの年金を一括で受け取る場合、すでにお受け取りいただいた年金受取総額との合計額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。▶P9・10

4 保障内容について

- 被保険者および年金受取人が死亡された場合、以下のお支払いとなります。

時期	据置期間(1年)	年金受取期間
事由	被保険者が死亡された場合	年金受取人が死亡された場合
お支払いする 給付金・年金など	死亡給付金	後継年金
金額	被保険者が死亡されたときの 基本保険金額、積立金額または解約返還金額の いずれか大きい額	死亡時までと同額の年金額 (後継年金を一括受取することもできます) ^{※1}
受取人	死亡給付金受取人	後継年金受取人 ^{※2}

※1 金額の計算に際しては市場価格調整を行う場合があります。くわしくは ▶P8 をご参照ください。

※2 ご契約の際に1名のみ指定できます。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

5 配当金について

- この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

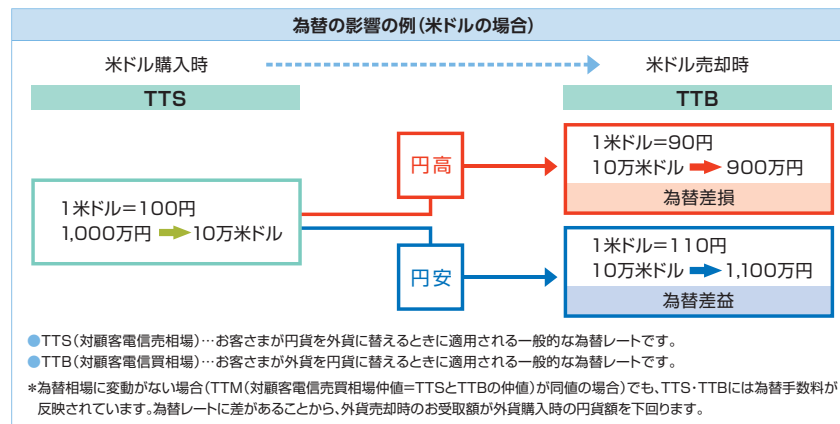
6 付加できる特約について

- くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

年金の円貨支払特約 (支払ごと円貨換算型)	■年金を円貨で受け取ることができます。 ■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、年金支払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。
保険料 円貨入金特約	■保険料を円貨でお払い込みいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ※着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
保険料 外貨入金特約	■保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ※着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
円貨支払特約	■年金の一括受取金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。 ■年金の一括受取金などのご請求の際に付加できます。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
死亡給付金等の 年金払特約	■死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■特約年金の受取回数は、所定の回数(5回～40回の5回きざみ)から選択できます。

7 為替リスクについて

- くわしくは ▶P10 をご参照ください。
- この保険にかかる為替リスクは、ご契約者または年金・給付金などの受取人に帰属します。



8 ご契約のお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料 もしくは 各払込金額)	最低	指定通貨で 入金する場合	米ドル 50,000米ドル	豪ドル 50,000豪ドル
		「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 500万円	
		「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨:米ドル／指定通貨:豪ドル 50,000米ドル	
			払込通貨:豪ドル／指定通貨:米ドル 50,000豪ドル	
	最高	9億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 ※同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、 基本保険金額は通算して9億円相当額を超えることはできません。		
*ご契約時の金利情勢など によっては、お取り扱い できない指定通貨・ 年金受取期間があります。	据置期間	1年		
年金受取期間 および 契約年齢		年金受取期間(受取回数)	契約年齢	
		20年(20回)	0歳～89歳	
		25年(25回)		
		30年(30回)		
		35年(35回)	0歳～86歳	
40年(40回)	0歳～81歳			
		*契約年齢は、契約日における被保険者の満年齢です。		
年金受取人	ご契約者			
死亡給付金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。			
後継年金受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ご契約の際に1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。			
年金受取期間の変更	取り扱いません。			
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。			
解約または 年金の一括受取	据置期間	解約返還金をお受け取りいただけます。		
	年金受取期間	年金の一括受取金をお受け取りいただけます。		
増額	取り扱いません。			
減額	据置期間	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が30,000米ドル・豪ドル、 かつ年金額が1,000米ドル・豪ドル以上あることが必要です。		
	年金受取期間	取り扱いません。		
契約者貸付	取り扱いません。			

9 解約返還金額および(後継)年金の一括受取金額について

【据置期間】解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

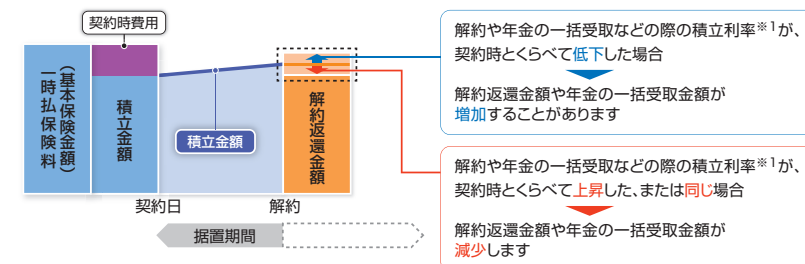
【年金受取期間】(後継)年金の一括受取金額は、つぎの算式により計算されます。

$$(\text{後継})\text{年金の一括受取金額} = \text{未払年金の現価} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を、解約返還金額や年金の一括受取金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約や年金の一括受取の際の市場金利に応じて金額が増減します。

据置期間(1年)に解約した場合の解約返還金額の増減イメージ



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}^{*2}}{1 + (\text{解約返還金計算日または一括払請求日の積立利率})^{*1} + 0.50\%^{*3}} \right)^{\text{調整年数}^{*4}}$$

*解約返還金計算日および一括払請求日は、請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)とします。

*1 解約返還金計算日または一括払請求日を契約日とし、この保険と同一の通貨、据置期間、年金の種類および年金受取期間が指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、その新たな保険に適用される積立利率とします。

*2 解約返還金計算日または一括払請求日にこの保険に適用されている積立利率とします。

*3 直前の積立利率の設定日から解約返還金計算日または一括払請求日までの期間の金利変動(金利上昇、運用資産の売買価格差)などを考慮して当社が設定しています(実際の金利変動にかかわらず、一律に「0.50%」が適用されます)。「ご契約のしおり・約款」に、より詳しい説明およびイメージ図を記載しておりますので、あわせてお読みください。

*4 積立利率の適用期間の満了日までの月数などに基づいて計算します。

■(後継)年金の一括受取に際して、契約日から30年後における年金支払日以降は、市場価格調整を行いません。

- 契約時費用および市場価格調整を行うことにより、ご契約直後に解約された場合の解約返還金額は一時払保険料を大きく下回ります。
- 「市場価格調整率」計算式の分母「+0.50%」により、「適用されている積立利率」と「解約返還金計算日または一括払請求日の積立利率」が同じであったとしても、算出された金額は積立金額または未払年金の現価より少なくなります。
- 上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご参照ください。

10 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは ▶P9・10 をご参照ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。



お客さまに負担していただく諸費用について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

ご契約の締結に必要な費用

ご契約の締結の際、基本保険金額につぎの率を乗じた金額を一時払保険料から控除します。

年金受取期間	20年	25年以上
率	5.7%	6.5%

死亡給付金を支払うために必要な費用、およびご契約の維持などに必要な費用

積立利率および年金額の計算にあたって、死亡給付金を支払うための費用およびご契約の締結・維持などに必要な費用をあらかじめ差し引いております。また、年金受取期間中の毎年の年金支払日に、つぎの費用をご負担いただきます。

項 目	費 用 ^{※2}	時 期 ^{※3}
保険契約関係費 (年金管理費) ^{※1} 年金支払管理に必要な 費用です。	受取年金額に対して 0.4%	年金支払開始日以後、 年金支払日に 控除します。

- ※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、年金額から費用は差し引かれません。
- ※2 「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります(円貨で特約年金を受取る場合は**最大0.35%**)。この特約について、保険契約関係費(年金管理費)は2018年4月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始以降は、特約年金受取期間を通じて適用されます。
- ※3 積立利率適用期間の経過後の年金支払日においては、保険契約関係費(年金管理費)はご負担いただきません。

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)」の為替レート	TTM-50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)
(払込通貨のTTM-25銭) ÷ (指定通貨のTTM+25銭)

*TTMは、三菱UFJ銀行が公表する値となります。

*上記の為替レートは、2018年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。



解約する場合などのリスクについて(損失が生じるおそれ)

- 市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を、解約返還金額や年金の一括受取金額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 残りの年金を一括で受け取る場合、すでにお受け取りいただいた年金受取総額との合計額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。



為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金合計額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金合計額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

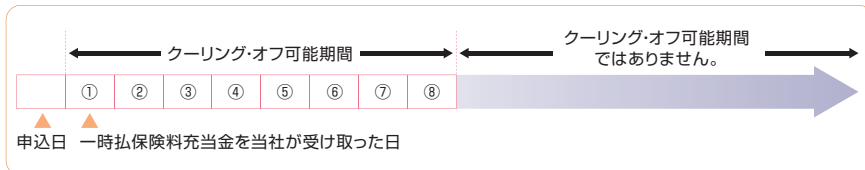
為替相場に変動がない場合でも、為替手数料が反映された為替レートには差があるため、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金合計額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回るおそれがあります。

1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



- お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。郵便（はがき、封書）※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。書面には、下表の記入事項をご記入ください。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

＜送り先＞ 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ タロウ 第一 太郎 ※フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払いいただいた金額・通貨	〇,〇〇〇,〇〇〇（米ドル・豪ドル・円）
ご本人名義の返金口座※4	○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

※4 外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご記入ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご記入された場合、円貨に両替される場合があります。

- お申込みの撤回などがあった場合、お払いいただいた金額を全額お返しいたします。
- 一時払保険料充当金（「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額）と同額をお払いいただいた通貨でお返しいたします。お客さまが外貨をお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。
- 当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払いいただいた場合、指定通貨でお返しいたします。
- ご契約の内容変更（特約の中途付加など）や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。

2 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
 - 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。
- ※申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」などへの入居も同様の取扱いとなります。

3 ご契約に適用される積立利率は、契約日（保険料が第一フロンティア生命に着金した日）における積立利率となります

- 積立利率は、通貨および年金受取期間ごとに、金利スワップレートを参考にして、毎月2回（1日と16日）設定されます。くわしくは ▶P4 をご参照ください。
- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- 積立利率は、年金受取期間が20年または25年の場合は年金受取期間の満了日まで適用されます。年金受取期間が30年、35年または40年の場合は、契約日の30年後の年金支払日の前日まで適用され、積立利率の適用期間の経過後は当社所定の利率が適用されます。

4 保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

5 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど）
- 重大事由によりご契約が解除となった場合（ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取る目的で事故を起こしたときなど）
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

6 解約返還金額や年金の一括受取金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額や年金の一括受取金額はつぎの影響をうけます。
 - ① 市場価格調整
 - ② 契約時費用
 - ③ 円貨に換算した金額は解約などの際の為替レート解約返還金額などの計算方法などくわしくは ▶P8 をご参照ください。

7 この保険には為替リスクがあります

- くわしくは ▶P10 をご参照ください。
- この保険にかかる為替リスクは、ご契約者または年金・給付金などの受取人に帰属します。

8 年金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

10 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
お問い合わせ先については、第一フロンティア生命お客さまサービスセンター(0120-876-126)までご連絡ください。
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

11 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 年金受取人または後継年金受取人が死亡された場合、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

12 ご加入の生命保険に関する手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター



0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)
9:00～17:00

13 税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2018年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

外貨建の保険契約のお取扱い

- つぎの基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

項目		円換算日	換算日の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
(特約)年金		(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡給付金	相続税・贈与税 となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得) となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金		解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
(後継)年金の一括受取金		一括払請求日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

- *「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。
- *「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
- *「年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)」または「円貨支払特約」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。
- *受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。
- *受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

- 一時払保険料を外貨預金などのお手持ちの外貨でお払い込みいただく場合の保険料の円換算に際しては、外貨預金などへの預入などを通じて外貨に交換した時点の為替レートではなく、保険料領収日のTTM(対顧客電信売買相場仲値)により取り扱われますのでご注意ください。

生命保険料控除

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	--

年金および死亡給付金などの税法上のお取扱い

■年金のお取扱い

毎年受け取る年金額から必要経費※1を差し引いた金額が、所得税(雑所得)+住民税の対象となります。

※1 必要経費は以下のとおり計算されます。

$$\text{必要経費} = \text{年金額} \times \text{必要経費率} = \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{年金受取予定総額}}$$

*必要経費率は、小数第三位以下を切り上げます。

*年金開始時に年金受給権に対する相続・贈与税の課税のないケースを想定しています。

【ご参考】年金受取時の課税の計算例

【例】一時払保険料の円換算額1,000万円 年金の円換算額40万円 年金受取期間30年の場合

$$\begin{aligned} \text{雑所得金額} &= \text{年金額} - \text{必要経費} \\ &= 400,000円 - 336,000円 \\ &= 64,000円 \\ \text{必要経費} &= 400,000円 \times \frac{1,000万円}{40万円 \times 30年} = 336,000円 \end{aligned}$$

*後継年金受取人が年金を受け取る場合や、「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合でご契約者と特約年金受取人が別人のときは、初回の(特約)年金は非課税となり、2回目以降の(特約)年金のうち一部が課税対象となります。

*年金受取人が死亡し、後継年金受取人が年金を受け取ることになる場合、年金受取人の死亡時に別途相続税が課税されます。

この場合、相続税法第12条(保険金の非課税金額)の適用はありません。

■死亡給付金のお取扱い <据置期間(1年)に被保険者が死亡された場合>

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※2)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

■解約・基本保険金額の減額、および年金の一括受取の際の差益に対するお取扱い

項目	課税の種類
解約・基本保険金額の減額	20.315%源泉分離課税
年金の一括受取	所得税(一時所得※2)+住民税

※2 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得} = \left(\text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

$$\text{課税対象額} = \left(\text{受取額} - \text{払込保険料} - \text{(50万円)} \right) \times \frac{1}{2}$$

ゆとりあるセカンドライフを送るために、公的年金だけで十分でしょうか？

そもそも、セカンドライフは**意外と長い**です。

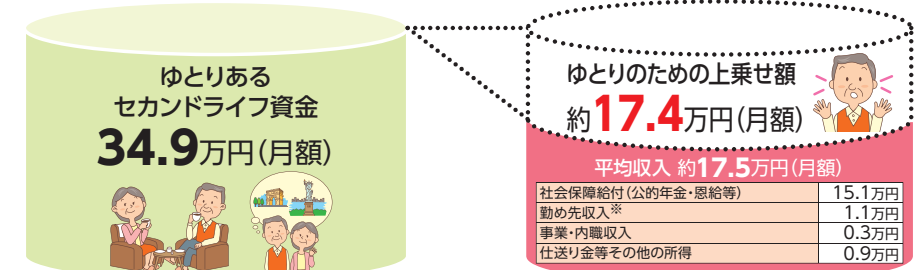
日本人の平均寿命は… 男性 **80.98 歳** 女性 **87.14 歳**です。

現在の年齢	60歳	65歳	70歳	75歳
男性の平均余命	24年	20年	16年	12年
女性の平均余命	29年	24年	20年	16年

厚生労働省「簡易生命表」(平成28年)

(小数第1位以下四捨五入)

夫婦2人のゆとりあるセカンドライフ資金は月額で**34.9万円必要**といわれています。
世帯主が60歳以上の無職世帯の平均収入は毎月約17.5万円なので、**17.4万円の上乗せ**が必要です。



公益財団法人生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(平成28年度)

*老後を夫婦2人で暮らしていくうえで必要と考える費用

※世帯主の配偶者および他の世帯員の収入

総務省統計局「家計調査 家計収支編(詳細結果表)」(平成28年)

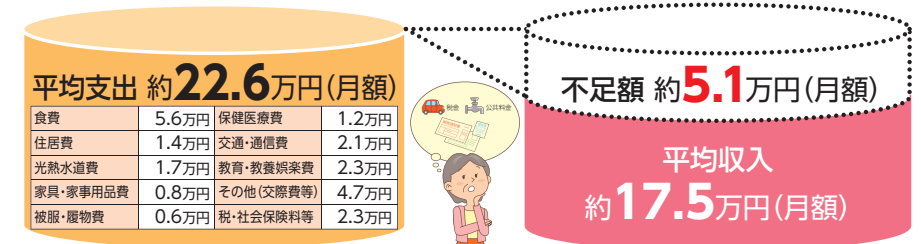
<余暇活動の参加費用>

	年間平均費用	1回当たり費用		年間平均費用	1回当たり費用
海外旅行	296,400円	148,200円	釣り	41,400円	4,600円
国内観光旅行	112,000円	30,270円	音楽会・コンサートなど	20,300円	4,320円
ゴルフ(コース)	170,300円	9,570円	陶芸	19,400円	1,580円
観劇(テレビを除く)	29,300円	5,330円	水泳(プールでの)	23,500円	1,040円

公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書2017」

*余暇活動への参加・消費の実態 *60歳代以上の上位の主なものをピックアップ

平均的な生活を送るとしても、毎月約**22.6万円**かかります。
これを賄うためには、毎月約**5.1万円**を貯蓄から取り崩す必要があります。



総務省統計局「家計調査 家計収支編(詳細結果表)」(平成28年)

自助努力で準備しておく必要もありそうです。その方法は次のページをお読みください。

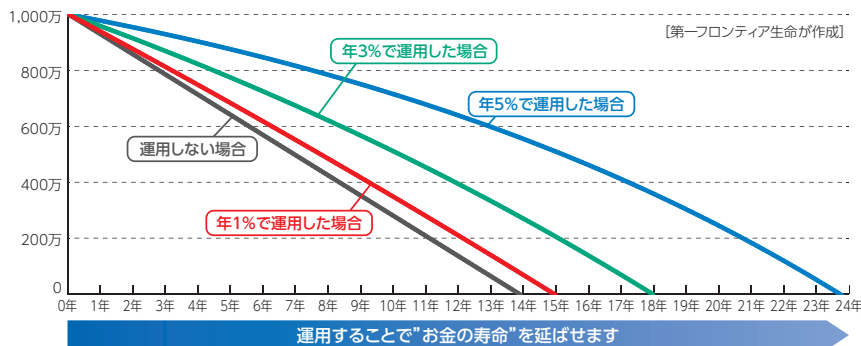
前のページの、セカンドライフの準備はどのようにしたらいいだろう…



おかねをふやすには、金利が大事ですね

運用でふやしながらかう場合と、運用しないで取り崩す場合の比較

1,000万円を毎年72万円ずつ使ったとすると、運用しなかった場合は13年11か月で使い切ってしまうが、年1%で運用できた場合は15年、年3%で運用できた場合は18年、年5%で運用できた場合は23年10か月まで使えます。

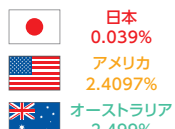


* 上記グラフは、1,000万円から毎年72万円（毎月約6万円※×12ヵ月＝約72万円）を取り崩した場合の運用利回り別の資産残高推移です。
 ※世帯主が60歳以上の無職世帯の過去3年間の平均支出額（約22.9万円）から、平均収入（約17.3万円）を差し引いた金額（万円未満四捨五入）
 * 税金・手数料などは考慮していません。

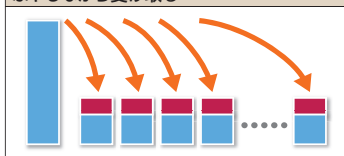
総務省統計局「家計調査 家計収支編（詳細結果表）」（平成26-28年）

日本は低金利ですが、海外の好金利で運用すれば、ふやしながらかう取れます

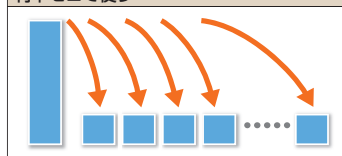
各国の10年国債の利回り
 （2017年11月末現在）



ふやしながらかう受取る



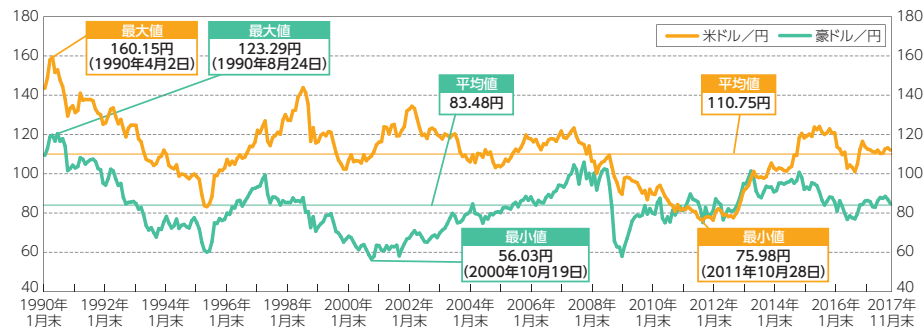
利率ゼロで使う



*イメージであり、将来の成果を約束するものではありません。

1990年1月～2017年11月末の為替推移

（単位：円）



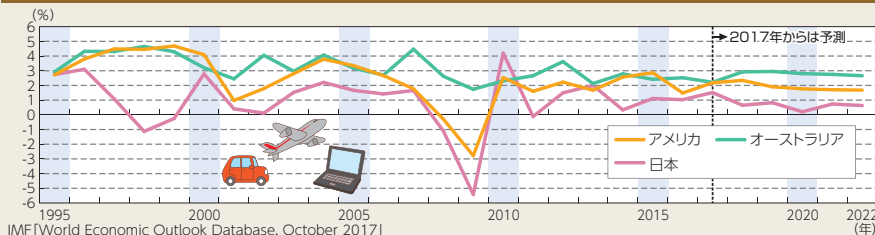
Bloombergデータ・RBA[EXCHANGE RATES]を使用して、第一フロンティア生命が作成

対象期間について、日次データより月末値を抽出してグラフを作成（最大値、最小値、平均値は日次データを集計）



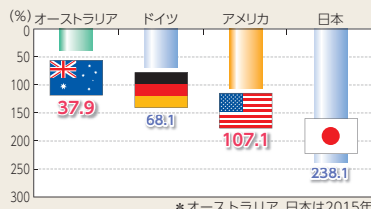
アメリカ・オーストラリアの魅力

日本より高い経済成長率（日本との比較）



比較的良好な財政状況

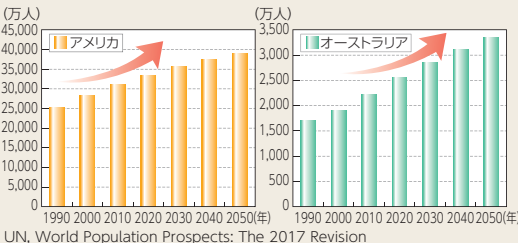
政府債務残高の各国GDP比（2016年）



IMF[World Economic Outlook Database, October 2017]

今後も人口増加の見込み

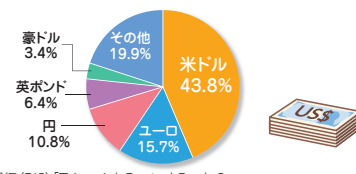
人口推移・将来推計人口（1990年～2050年：10年単位）



さらにアメリカ（米ドル）を見てみると…

世界の基軸通貨

外国為替市場に占める取引高比率（2016年4月）



国際決済銀行（BIS）「Triennial Central Bank Survey : Global foreign exchange market turnover in 2016」（2016年12月改訂）
 第一フロンティア生命が作成



さらにオーストラリア（豪ドル）を見てみると…

豊富な天然資源

主な鉱物資源生産世界シェア（2016年）

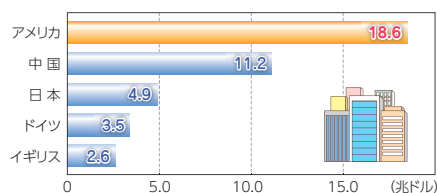
リチウム	1位	40.9%	鉛	2位	10.4%
鉄鉱石	1位	37.0%	金	2位	8.7%
ボーキサイト	1位	31.3%	マンガン	3位	15.6%
ダイヤモンド	2位	22.8%	チタン鉱石	3位	12.3%
レアアース	2位	11.1%	亜鉛	3位	7.1%

USGS[MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2017]のデータ

*生産量については、USGS[MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2017]に生産量が記載されている国の中での順位・シェアであり、必ずしも世界順位・シェアを正確に反映しているとは限りません。

世界一の経済大国

名目GDP（2016年）



高い食料自給率

食料自給率（カロリーベース）（2013年）

